

## 「学び合う集団は、落ち着いた学習環境から」

～おかやまっ子の確かな学びをつくるために～

次代を担う「おかやまっ子」の確かな学力を育てるためには、その基盤である、支え合い高め合う集団づくりを行うとともに、児童生徒が落ち着いた雰囲気の中で学習に集中することができる環境づくりに取り組む必要があります。

しかし、学校がいわゆる「荒れ」の状況になると、一部の児童生徒のみならず、すべての児童生徒が学習に集中できず、学校全体が機能不全となることがあります。

学校の「荒れ」を克服するためには、学校組織としてどのように対応すればよいのか。また、学校の「荒れ」を未然に防ぐためには、どのような視点を持って日々の活動を点検すればよいのか。以下のことを参考にしながら、自校の状況を確認してみましょう。

現状を確認してみましょう。「荒れ」の兆候は見られますか。

すべての教職員が常に現状に危機意識をもち、「荒れ」の兆候の早期発見に努めることが重要です。

### 教室内

#### 児童生徒

遅刻・早退が増える。  
授業中の勝手な行動が目立つ。  
ノートを取らず、私語や居眠りをする。  
学習に不要な物を持ってくる。  
友だちの言動を見下すような行為が目立つ。  
服装や頭髪に乱れがある。

#### 教室の様子

学習規律が保てない。  
プリントや菓子等が床に落ちていたり、ごみ箱に捨てられたりしている。  
机や壁、ロッカー等に落書きがある。  
掲示物へのいたずらや持ち物の紛失が続く。

### 教室外

#### 児童生徒

授業中にもかかわらず、教室に入っていない。  
集会等で整列ができなかったり、私語が多かったりする。  
教職員や地域の方への言葉遣いが乱れる。  
教員の指導に反抗的になったり、トラブルになったりする。  
登下校時等の児童生徒の様子について、地域からの苦情が増える。

#### 校内の様子

廊下やトイレ等で飲食や喫煙をした形跡がある。  
校内にごみや唾を撒き散らした跡がある。  
廊下や手すり等に落書きがある。  
下駄箱や自転車置き場でのいたずらや学校図書紛失等が目立つ。

## 「荒れ」の兆候を発見したら、どうすればよいでしょうか。

たとえ些細な兆候でも見逃さず、それを児童生徒のSOSととらえて、初動から組織的に対応することが重要です。

兆候を発見したときは、一人で軽重を判断したり解決したりしようとせず、必ず学年主任や生徒指導主事等に報告・相談する。  
兆候を特定の児童生徒の問題ととらえず、生活環境や人間関係等から多角的・総合的に要因をとらえる。  
養護教諭やスクールカウンセラー、事務職員等も含めて、関係する教職員から情報を集め、生活環境や人間関係等から問題の背景をとらえる。  
短期的に取り組むことと中・長期的に取り組むことを整理し、分担や対応方法など取組方針を明確にする。  
取組方針を全教職員が共有し、一貫した指導をする。  
授業中や休憩時間の児童生徒の動静、放課後の教室や運動場等の状況に注意し、変化を把握する。  
短期的に取り組むことは、期限を決めて全力で取り組み、期限がきたら成果と課題を総括する。  
社会的に許されない行為や集団生活を乱すような行為については、「だめなもの、だめ」といった毅然とした対応を行う。

## 短期的に総力を挙げて取り組むべきことは、何でしょうか。

まず、全教職員が総力を挙げて児童生徒に真摯に向き合い、温かさの中にも厳しさのある指導を行うことが大切です。そして、一人一人の児童生徒理解を深め、保護者や地域の方の協力を得て、大人が本気で学校や児童生徒をよりよくしていこうとしていることを児童生徒に実感させることが重要です。また、学校の指導方針について、児童生徒や保護者等にきちんと説明することが必要です。

### 【 児童生徒へのかかわり 】

事前に連絡のない遅刻や早退、一人で対応できない立ち歩き等がある場合には、直ちにインターホン等で職員室に連絡し、状況を確認したり、応援を要請したりする。

時間をかけた指導が必要な際は、他の児童生徒の学習を保障したうえで、個別に別室で行う。

問題行動のある児童生徒の家庭環境や生育歴、人間関係等を把握したうえで、まず核となる児童生徒への指導を慎重に行う。

特定の児童生徒への対応のみに終始せず、周囲の児童生徒への対応も大切にする。

児童生徒の言葉等、表面的なことだけにとらわれず、その言葉等の内にある思いを理解し、丁寧にかかわる。

必要に応じて警察等の協力を要請する。(警察等への協力要請を躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>踏<sup>ふ</sup>まない。)

【 特別な支援が必要な児童生徒へのかかわり 】

全教職員が荒れの背景に何があるかをしっかり見極めたうえで、児童生徒への指導を振り返り、今後の対応方針について協議する。

荒れの背景に発達障害が考えられる場合には、児童生徒の障害特性に応じた適切な対応の在り方について共通理解を図る。

例えば、

- ・興奮状態が続く場合にはクールダウンできる場所を用意し、落ち着かせてから指導する。
- ・児童生徒に自分の言動を振り返らせたうえで、適切な振る舞い方について指導する。
- ・叱られることをかまってもらえていると感じる児童生徒もいるので、背景にある「注目してほしい」「認めてほしい」という気持ちを受け止めながら、指導の意味が適切に伝わるように留意する。

【 組織的な対応 】

数週間を目途に集中的に取り組むことを精選するとともに、授業中・休憩時間・放課後のトラブルへの対応や支援体制、発生場所別の対応方法等を明確にする。授業者以外の教職員が分担して、校内巡視や教室に入りづらい児童生徒の対応に当たるなど、全教職員が協力して取り組む。

職員朝礼で欠席や早退、配慮を要する事項等を確認し、全教職員で情報を共有する。

発見したり対応したりしたことの報告・相談は、必要に応じてすぐに学年主任や生徒指導主事等に行い、対応すべきことや分担を明確にする。

指導の際は、できるだけ複数で行い、指導後にも話を丁寧に聞くなど、役割分担を明確にし、児童生徒が圧力を感じないようにする。

唾やタバコの吸い殻、窓の破損、落書き等を見つけた場合には、学年主任や生徒指導主事等に報告し、事実を記録し、早期に現状回復等の措置を講ずる。

問題行動に直接かかわった児童生徒の保護者には直ちに連絡するとともに、状況に応じて来校を依頼したり複数で家庭訪問したりする。

【 家庭・地域・関係機関等との連携 】

P T A 役員や所管の教育委員会に報告・相談し、今後の指導方針や外部との連携の在り方について協議する。

懇談会や学校(学年・学級)通信の発行等により、学校の実情や指導方針を知らせる。

問題行動を繰り返す児童生徒は、児童相談所や警察署に相談して、対応する。スクールソーシャルワーカーへの相談や依頼等を視野に入れて対応する。

**中期的に粘り強く取り組むべきことは、何でしょうか。**

全教職員が総力を挙げた短期的な取組とともに、学校の危機を学校改革の好機ととらえ、数か月あるいは1年単位で中期的に粘り強く取り組むことが重要です。

**【 組織的な対応 】**

取組で成果を挙げたことは継続し、残った課題については新たな取組の方向性について協議し、全教職員で共有する。

児童生徒のよくなったことを学年主任や生徒指導主事等に報告し、関係する教職員がその事柄を共有する。

指導をしても受け入れない児童生徒には、別の教員がその真意を説いて聞かせるなど、教職員が役割分担をし、相互に補完しながら指導に当たる。

唾やタバコの吸い殻、窓の破損、落書き等を見つけた場合には、教職員だけでなく、児童生徒とともに現状回復等の措置を講ずる。

**【 家庭・地域・関係機関等との連携 】**

保護者や地域の方と、学校の取組や課題を共有する。

保護者や地域の方の協力を得て学校教育活動を支援する仕組みを作る。

地域の交番や補導センター、少年警察協助手等に依頼し、学校近辺の見回り等を依頼する。

落ち着いた学習環境を維持するためには、どう取り組んだらよいでしょうか。

日ごろから、教育活動全般を様々な視点から振り返ることが重要です。

### 【 児童生徒へのかかわり 】

#### 学習指導

児童生徒の既習事項の定着状況や興味・関心等を踏まえた導入の工夫をするなど、学習意欲を高める授業づくりをする。

考える視点や学習活動の手順等を明確に示し、児童生徒が見通しを持ち、主体的に学習に取り組めるようにする。

本時のめあて(学習目標)を明確に提示するとともに、それに基づくまとめや振り返り(評価)を行い、一人一人が「分かった」「できた」という達成感を実感できるようにする。

口頭での説明や指示だけでなく、図版・実物等を活用して、視覚的・具体的な提示を工夫することにより、児童生徒の確かな理解を図る。

ペアトークやグループ学習を導入し、児童生徒が自らの考えを出し合い、話し合う機会を設ける。

習熟度別指導や補充的、発展的な学習等のきめ細かな指導を工夫する。

ノートの書き方や発表の仕方、家庭学習の仕方等の学び方を年度当初に丁寧に指導するとともに、時機に応じて点検して徹底する。

#### 生徒指導

友だちを見下す言動や私語、居眠り等を見逃さず、その児童生徒に適した方法で指導する。

指導する際は、本人はもちろん周りの児童生徒にも、本人のことを真剣に考えていることが伝わるようにする。

指導後は、放課後や次の日等に挨拶や声かけをするなど、積極的にかかわる。

授業者や活動の担当者は早めに教室等に行き、授業後もすぐに立ち去らないなど、児童生徒と接する時間を多くとる。

年度当初に約束したルール等について、学級や学年の児童生徒に適宜振り返らせ、集団の自発的・自治的な活動を促す。

発達段階に合わせて、児童生徒が学習や生活のルールを自分たちで作るよう促したり、その機会を設けたりする。

ピアサポートやグループエンカウンター等、人間関係を調整する力を育成する活動を計画的に取り入れる。

#### 〔参考資料〕

・「人権教育実践事例集 環境づくり編」(県教育庁人権教育課2010年3月26日発行)

児童生徒の協同による主体的な活動を設定し、「人から認められている」「大切にされている」と実感できる機会を作るなど、児童生徒の自尊感情を高める工夫をする。

#### 〔活動例〕

- ・児童生徒による実行委員会が、活動・きまり等を企画した修学旅行
- ・クラス対抗の合唱大会
- ・いじめなど身近な問題を解決するための児童生徒による集会活動
- ・児童・生徒会や部活動による地域行事への参加
- ・地域住民と連携した清掃ボランティア活動
- ・幼児や高齢者等とのふれあいやボランティア活動

**【 特別な支援が必要な児童生徒へのかかわり 】**

教職員が発達障害等とその対応の在り方について研修を通して理解を深める。

児童生徒の理解の特性に応じた指導や説明を工夫する。

問題行動の要因を多面的に把握し、必要に応じて、特別支援学校・関係機関等と連携を図る。

児童生徒の否定的な面ばかりではなく、得意なことやがんばっていること等の肯定的な面も把握し、賞賛する。

個々の児童生徒のつまずきの状況を把握し、ヒントカードやワークシート等の個に応じた支援の手立てを用意する。

グループで活動する場合は、特別な支援が必要な児童生徒が活動しやすいように人間関係に配慮したり、活動に見通しを持たせたりする。

注意・集中に困難さがある児童生徒には、授業に関係のない掲示物等に視線や気持ちが向かないよう、教室の環境に配慮する。

保護者の困っている思いを受け止め、児童生徒の成長を伝えることに努める。

進級・進学前に児童生徒の特性や必要な支援について情報を引き継ぎ、支援に生かす。

**【 組織的な対応 】**

年度当初の会議や研修を通して、学校としての学習指導や生徒指導の方針等を共通理解するとともに、「荒れ」への対応の流れを明確にする。

年度当初や様々な機会を通じて、学校のルールや指導方針を児童生徒や保護者に分かりやすく伝える。

児童生徒とふれあう時間を確保し、児童生徒の状況を十分に把握する。

日ごろから、児童生徒の様子等の情報交換を学校全体で行う。

日ごろから、全教職員が危機管理意識を持ち、小さなトラブルを軽視しない姿勢で対応する。

問題行動は学校全体の問題であるととらえ、一部の教職員に対応を押しつけない。

**【 保・幼・小・中・高校間の連携 】**

中学校区の各校園で共通の指導項目を設定するなど、連携の目的を明確にし、継続的な取組を行う。

連携を円滑にするための打ち合わせを行う。

中学校区での幼・小・中合同の研修会や情報交換会を計画的に行う。

進学先への情報提供や校園種間での情報交換をしっかりと行う。

### 【 家庭・地域との連携 】

学校(学年・学級)通信や懇談会だけでなく、参観日やホームページ等を工夫し、学校の状況や教育目標・指導方針など学校教育に関する情報等を家庭や地域、関係機関に積極的に発信する。

学校、家庭、地域が目指す子ども像等を共有するとともに、それぞれの役割を明確にする。

保護者や地域の方との会議の際には、情報交換や協議の内容を明確にし、目的のはっきりした短時間の会議にする。

保護者や地域の方に学校教育活動への参加を促す。

地域行事や地域活動への児童生徒の参加を促す。

学習の場として地域の社会教育施設等を活用する。

### 【 関係機関との連携 】

それぞれの関係機関の役割について、十分理解を深める。

児童生徒への指導に関する連携方針を明確にして、相談する。

児童生徒への対応を、関係機関に任せきりにしない。

困ったときだけでなく、日ごろから、関係機関と連絡を取り合う。

電話だけの連携でなく、実際に行き、互いに顔の分かる連携をする。

〔関係機関等(例)〕

<福祉関係> 児童相談所、社会福祉事務所、民生・児童委員 等

<保健・医療関係> 保健所、精神保健福祉センター、病院 等

<警察関係> 警察署、少年サポートセンター、少年警察協助手員 等

<矯正・更生保護関係> 家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所、保護司 等

<その他> 少年補導センター、児童自立支援施設、児童養護施設、  
青少年育成団体、弁護士会、交通安全協会、防犯協会 等

### 県教育委員会の支援

非行や暴力行為への対応のアドバイス等を行う支援員の配置

医療・福祉の関係機関との連携をコーディネートするスクールソーシャル  
ワーカーの配置

学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整  
えることを目的とした「学校支援地域本部事業」の実施

必要な地域人材を一定期間派遣し、学校と一緒に生徒への指導をす  
る「学級サポートチーム派遣事業」の実施